

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会規則第 6 号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和 37 年岩手県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)・(2) [略]  (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] (26) [略] (27) [略]	教育企画室	[略] 企画担当の分掌事務 (1)・(2) [略] <u>(3) 教育委員会事務局の経営改革に 関すること。</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] (26) [略] (27) [略] (28) [略]

	<p>(28) [略]</p> <p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) [略]</p> <p>(32) [略]</p> <p>[略]</p> <p>学校施設担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 市町村立学校の施設及び設備の整備に係る<u>指導</u>及び助成に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p><u>営繕担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>県立学校その他の施設の営繕に関すること。</u></p> <p>(2) <u>県立学校その他の施設の教職員公舎の営繕に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市町村立学校の施設の整備に係る技術的指導に関すること。</u></p> <p><u>教育品質向上担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>いわてマネジメントシステムの推進その他教育品質向上運動に関すること。</u></p>		<p>(29) [略]</p> <p>(30) [略]</p> <p>(31) [略]</p> <p>(32) [略]</p> <p>(33) [略]</p> <p>[略]</p> <p>学校施設担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 市町村立学校の施設及び設備の整備に係る<u>技術的指導</u>及び助成に関すること。</p> <p>(6) [略]</p>
学校教育室	<p>[略]</p> <p>特別支援教育担当の分掌事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>産業教育担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>学校不適応対策担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>生徒指導に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校安全に関すること。</u></p>	学校教育室	<p>[略]</p> <p>特別支援教育担当の分掌事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>生徒指導担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>生徒指導に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校安全に関すること。</u></p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>産業教育担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
生涯学習文化課	<p>[略]</p> <p>文化財・世界遺産担当の分掌事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p>	生涯学習文化課	<p>[略]</p> <p>文化財・世界遺産担当の分掌事務</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>平泉世界遺産担当の分掌事務</u></p>

スポーツ健康課	[略] <u>競技力向上担当の分掌事務</u>  (1) <u>競技力の向上</u> に関する <u>こと</u> 。
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(5) [略] (6) <u>職員及び学校職員</u> の分限及び懲戒に関する <u>こと</u> 。  (7)～(13) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略]  (3) [略] (4) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略]  (3) [略] (4) [略] (5) [略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	区 分	職	職 務
本	[略]		
庁	学校教育室	[略]	[略]

	(1) <u>平泉の文化遺産の世界遺産登録</u> に関する <u>こと</u> 。
スポーツ健康課	[略] <u>全国高総体・国体選手強化担当の分掌事務</u> (1) <u>全国高等学校総合体育大会の開催</u> に関する <u>こと</u> 。 (2) <u>国民体育大会選手強化</u> に関する <u>こと</u> 。
教職員課	人事給与担当の分掌事務 (1)～(5) [略] (6) <u>職員、県費負担教職員(事務職員に限る。)</u> 及び <u>県立学校(県立幼稚園を除く。)</u> の職員(事務職員、技術職員その他の職員に限る。)の分限及び懲戒に関する <u>こと</u> 。 (7)～(13) [略] [略] 小中学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県立幼稚園の職員及び県費負担教職員(事務職員を除く。)</u> の分限及び懲戒に関する <u>こと</u> 。 (4) [略] (5) [略] 県立学校人事担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) <u>県立学校(県立幼稚園を除く。)</u> の職員(事務職員、技術職員その他の職員を除く。)の分限及び懲戒に関する <u>こと</u> 。 (4) [略] (5) [略] (6) [略]

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	区 分	職	職 務
本	[略]		
庁	学校教育室	[略]	[略]

	特別支援教育担当課長
	高校改革担当課長
	[略]
[略]	
[略]	

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本庁	室及び課	特命参事 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室又は課の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。
		主幹 [略]
	[略]	
[略]		
[略]		

3 [略]

(職員数)

第38条 課、室及び教育事務所別の職員数は、教育長が定める。

(組織)

第42条 学校以外の教育機関に、次の表に掲げるところにより、部並びに室、係及び班を置く。

学校以外の教育機関	部	室、係及び班
総合教育センター	企画総務部	企画調査室
	研修部	教科領域教育室 科学産業教育室 情報教育室
		支援指導部
[略]		

2 部並びに室、係及び班の分掌事務は、別に定める。

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
-----	---	-----

	特別支援教育担当課長
	生徒指導担当課長
	高校改革担当課長
	[略]
[略]	
[略]	

2 前項に規定する職のほか、事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、技術主幹及び技術副主幹にあつては技術職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本庁	室及び課	主幹 [略]
		[略]
[略]		
[略]		

3 [略]

(職員数)

第38条 室、課及び教育事務所別の職員数は、教育長が定める。

(組織)

第42条 学校以外の教育機関に、次の表に掲げるところにより、部並びに係及び班を置く。

学校以外の教育機関	部	係及び班
総合教育センター	企画総務部	
	研修部	
	支援指導部	
[略]		

2 部並びに係及び班の分掌事務は、別に定める。

(職及び職務)

第45条 学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
-----	---	-----

総合教育センター	[略]		
	部	[略]	
	室	<u>室長</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を処理する。</u>
[略]			

2・3 [略]

総合教育センター	[略]		
	部	[略]	
[略]			

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。